

四半期報告書

(第106期第1四半期)

大阪市西区阿波座一丁目3番15号
神島化学生業株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	5
第3 【提出会社の状況】	6
1 【株式等の状況】	6
2 【役員の状況】	7
第4 【経理の状況】	8
1 【四半期財務諸表】	9
2 【その他】	15
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	16

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2021年9月10日

【四半期会計期間】 第106期第1四半期(自 2021年5月1日 至 2021年7月31日)

【会社名】 神島化学工業株式会社

【英訳名】 Konoshima Chemical Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 池田和夫

【本店の所在の場所】 大阪市西区阿波座一丁目3番15号(関電不動産西本町ビル)

【電話番号】 06(6110)1133(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 高橋誠

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区阿波座一丁目3番15号(関電不動産西本町ビル)

【電話番号】 06(6110)1133(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 高橋誠

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第105期 第1四半期 累計期間	第106期 第1四半期 累計期間	第105期
会計期間	自 2020年5月1日 至 2020年7月31日	自 2021年5月1日 至 2021年7月31日	自 2020年5月1日 至 2021年4月30日
売上高 (百万円)	4,717	5,036	19,784
経常利益 (百万円)	328	629	1,562
四半期(当期)純利益 (百万円)	227	389	1,088
持分法を適用した 場合の投資利益 (百万円)	—	—	—
資本金 (百万円)	1,320	1,320	1,320
発行済株式総数 (千株)	9,240	9,240	9,240
純資産額 (百万円)	7,685	8,489	8,540
総資産額 (百万円)	18,380	20,407	18,602
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	24.81	42.84	118.82
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	24.72	42.54	118.15
1株当たり配当額 (円)	—	—	30
自己資本比率 (%)	41.6	41.4	45.6

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
 3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による景気の後退から持ち直しの動きも見られましたが、再度の緊急事態宣言が発令されるなど経済活動が制限され、先行き不透明な状況が続いております。

当社建材事業の主要マーケットである住宅市場は、新設住宅着工戸数が持家・貸家ともに増加し、全体でも前期比プラスとなり持ち直しの動きが見られました。

このような状況の中、当第1四半期累計期間の業績につきましては、売上高は5,036百万円と前年同四半期比319百万円(6.8%)の増収となりました。営業利益は637百万円と前年同四半期比303百万円(90.5%)の増益、経常利益は629百万円と同301百万円(91.8%)の増益、四半期純利益は389百万円と同162百万円(71.3%)の増益となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

① 建材事業

住宅分野は、「2020年度 グッドデザイン賞」受賞の『アルテザート(高意匠軒天井用素材)、アトラフィット(専用金具による施工方法)』など高付加価値商品の高級軒天ボードの販売増などにより増収となりました。

非住宅分野は、都市型高層ビル向けの耐火パネルが堅調に推移しました。

このような結果、売上高は3,114百万円と前年同四半期比143百万円(4.8%)の増収、セグメント利益(営業利益)は、高付加価値商品の高級軒天ボードの販売などにより318百万円と同219百万円(223.4%)の大幅な増益となりました。

② 化成品事業

マグネシウムは、前期に新型コロナウイルスの感染症拡大の影響を受けた自動車等工業用関連の受注回復に伴い、難燃水酸化マグネシウム製品の販売量が増加しました。また、サプリメント用途の酸化マグネシウム製品の販売量が堅調に推移しました。

セラミックスは、蛍光体や蓄冷材など前期と同水準で推移しました。

このような結果、売上高は1,921百万円と前年同四半期比175百万円(10.0%)の増収、セグメント利益(営業利益)は、上記の増収効果などにより460百万円と同101百万円(28.2%)の増益となりました。

(2) 財政状態

当第1四半期会計期間末の総資産は20,407百万円となり、前事業年度末(以下前年度)に比べ1,805百万円増加いたしました。主な増加要因は、現金及び預金が708百万円、有形固定資産が600百万円、商品及び製品が249百万円増加したことによるものであります。

負債は11,918百万円と前年度に比べ1,855百万円増加いたしました。主な増加要因は、短期借入金が1,400百万円が増加したことによるものであります。

純資産は8,489百万円と前年度に比べ50百万円減少いたしました。主な増減要因は、自己株式が224百万円、利益剰余金が206百万円増加したことによるものであります。

運転資金需要のうち主なものは原材料の購入費用、製造費用の他、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は設備投資等によるものであります。

当社は適切な資金調達と流動性の確保により、安定化を図ることを基本方針としております。

運転資金は、自己資金及び金融機関からの短期借入による資金調達を行い、設備投資資金については、自己資金及び金融機関からの長期借入による資金調達を行っております。

なお、当第1四半期会計期間末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は、4,339百万円となっております。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、当社株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

(a) 企業価値向上への取組み

当社では、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるため以下のとおり取組んでおります。この取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

当社は、1917年（大正6年）の創業以来100年余、無機化学の可能性を追求し、「顧客満足を第一に考え、より広くより深く社会に貢献する」を経営の基本方針として歩んでまいりました。

当社は、顧客の満足を得られる高品質・高機能で価格競争力のある製品を迅速且つタイムリーに提供することで社会の発展に寄与し、又地域社会との連携・地球環境問題への取り組み等を通じて、企業としての社会的責任を果たしていくことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を一層高めてまいりたいと考えております。

これからも顧客に満足していただける高品質製品の提供、管理の徹底、効率的な生産システムの構築によるコスト削減に注力し、競争力強化を図る一方、透明性、信頼性の高いコンプライアンス遵守の企業経営を実践するとともに、提供する製品も常に環境と安全性を考慮し、株主、顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーから支持され、資本市場から正当な評価が得られるよう努力を続けてまいります。

(b) コーポレート・ガバナンスの強化への取組み

当社は、上記取組みの実現のため、コーポレート・ガバナンスの強化に取組んでおります。コーポレート・ガバナンスの強化は、経営の透明性、健全性、遵法性の確保、各ステークホルダーへのアカウンタビリティの重視・徹底、迅速かつ適切な情報開示、経営者並びに各層の経営管理者の責任の明確化の観点から極めて重要な経営の骨格的な方針であると考えております。

現在当社の取締役10名のうち2名は社外取締役であり、また、監査役3名のうち2名は社外監査役であります。監査役は監査役会が定めた監査方針、監査計画に基づき取締役会等に出席及び重要な決裁書類の閲覧の他、会計監査人及び内部監査部門と連携することにより取締役の職務の遂行の監査を行っております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上に努め、当社株式の大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者に対し、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報提供を求め、取締役会の意見等を開示し、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

(5) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は176百万円であります。

(6) 主要な設備

当第1四半期累計期間において、新たに確定した主要な設備の新設計画は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了年月
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
詫間工場 (香川県三豊市)	化成品事業	マグネシウム 建物及び 製造設備	5,300	—	自己資金及び 借入金	2021年 8月	2023年 3月

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,000,000
計	36,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年7月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年9月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,240,000	9,240,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株であります。
計	9,240,000	9,240,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年5月1日～ 2021年7月31日	—	9,240	—	1,320	—	1,078

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年4月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2021年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 75,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,121,600	91,216	—
単元未満株式	普通株式 42,500	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	9,240,000	—	—
総株主の議決権	—	91,216	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が800株(議決権の数8個)含まれております、「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式55株が含まれております。

② 【自己株式等】

2021年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 神島化学工業株式会社	大阪市西区阿波座1丁目 3番15号	75,900	—	75,900	0.82
計	—	75,900	—	75,900	0.82

(注) 1 株主名簿上は、当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が100株(議決権の数1個)あります。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれております。

2 当社は2021年6月10日開催の取締役会の決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けを行い、2021年6月11日付けで当社普通株式148,000株を取得しました。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2021年5月1日から2021年7月31日まで)及び第1四半期累計期間(2021年5月1日から2021年7月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任あづさ監査法人により四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年4月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	967	1,675
受取手形及び売掛金	3,190	※ 3,279
電子記録債権	667	※ 828
商品及び製品	1,724	1,974
仕掛品	623	758
原材料及び貯蔵品	873	835
その他	337	360
貸倒引当金	△0	△0
流動資産合計	8,383	9,712
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2,938	4,079
機械及び装置（純額）	2,907	3,090
土地	1,381	1,381
その他（純額）	1,645	922
有形固定資産合計	8,872	9,473
無形固定資産	22	22
投資その他の資産		
投資有価証券	342	315
繰延税金資産	733	657
その他	248	226
貸倒引当金	△0	△0
投資その他の資産合計	1,324	1,199
固定資産合計	10,219	10,695
資産合計	18,602	20,407

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年4月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年7月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,540	※ 1,867
電子記録債務	923	※ 1,311
短期借入金	1,600	3,000
1年内返済予定の長期借入金	418	396
未払法人税等	391	76
賞与引当金	333	151
製品保証引当金	102	101
設備関係支払手形	—	0
設備関係電子記録債務	192	※ 188
その他	1,588	1,972
流動負債合計	7,090	9,066
固定負債		
長期借入金	980	862
退職給付引当金	1,826	1,833
その他	165	156
固定負債合計	2,972	2,851
負債合計	10,062	11,918
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,320	1,320
資本剰余金	1,085	1,081
利益剰余金	6,043	6,250
自己株式	△27	△252
株主資本合計	8,421	8,399
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	67	48
評価・換算差額等合計	67	48
新株予約権	50	42
純資産合計	8,540	8,489
負債純資産合計	18,602	20,407

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期累計期間 (自 2020年5月1日 至 2020年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年7月31日)
売上高	4,717	5,036
売上原価	3,328	3,302
売上総利益	1,389	1,733
販売費及び一般管理費	1,054	1,095
営業利益	334	637
営業外収益		
受取配当金	6	6
雇用調整助成金	3	—
その他	5	4
営業外収益合計	14	10
営業外費用		
支払利息	11	8
その他	10	11
営業外費用合計	21	19
経常利益	328	629
特別損失		
工場構築費用	—	※ 81
固定資産除却損	0	1
特別損失合計	0	82
税引前四半期純利益	327	546
法人税、住民税及び事業税	36	73
法人税等調整額	63	84
法人税等合計	100	157
四半期純利益	227	389

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。

なお、「収益認識に関する会計の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内販売において、出荷時から顧客への製品移転時までの期間が通常の期間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当第1四半期累計期間の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号 2020年3月3日）第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しております。

(時価算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

前事業年度末の有価証券報告書の（追加情報）に記載した新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

※ 四半期会計期間末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務

期末日満期手形及び電子記録債権債務の会計処理については、手形交換日及び振込日をもって決済処理しております。

したがって、当第1四半期会計期間末日が金融機関休業日であったため、下記の期末日満期手形等が、期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2021年4月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年7月31日)
受取手形	一百万円	30百万円
電子記録債権	一百万円	33百万円
支払手形	一百万円	31百万円
電子記録債務	一百万円	306百万円
設備関係電子記録債務	一百万円	58百万円

(四半期損益計算書関係)

※ 工場構築費用の内容は次のとおりであります。

当社セラミックス事業の新工場建設及びマグネシウム事業の設備増強に伴い発生した現有資産の移設関連費用であります。

前第1四半期累計期間 (自 2020年5月1日 至 2020年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年7月31日)
一百万円	81百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年5月1日 至 2020年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年7月31日)
減価償却費	240百万円	252百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期累計期間(自 2020年5月1日 至 2020年7月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年7月17日 定時株主総会	普通株式	91	10	2020年4月30日	2020年7月20日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

II 当第1四半期累計期間(自 2021年5月1日 至 2021年7月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年7月16日 定時株主総会	普通株式	183	20	2021年4月30日	2021年7月19日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

(自己株式の取得)

当社は2021年6月10日開催の取締役会決議に基づき、自己株式148,000株の取得を行っております。これを含む自己株式の取得及び処分の結果、当第1四半期累計期間において、自己株式が224百万円増加し、当第1四半期会計期間末において自己株式が252百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期累計期間(自 2020年5月1日 至 2020年7月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期損益 計算書計上額 (注) 2
	建材事業	化成品事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,970	1,746	4,717	—	4,717
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	2,970	1,746	4,717	—	4,717
セグメント利益	98	359	457	△123	334

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額△123百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△123百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期累計期間(自 2021年5月1日 至 2021年7月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期損益 計算書計上額 (注) 2
	建材事業	化成品事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,114	1,921	5,036	—	5,036
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	3,114	1,921	5,036	—	5,036
セグメント利益	318	460	779	△141	637

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額△141百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△141百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間（自 2021年5月1日 至 2021年7月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	建材事業	化成品事業	
住宅	2,494	—	2,494
非住宅	620	—	620
マグネシウム	—	1,748	1,748
セラミックス	—	172	172
顧客との契約から生じる収益	3,114	1,921	5,036
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	3,114	1,921	5,036

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2020年5月1日 至 2020年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年7月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	24円81銭	42円84銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	227	389
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	227	389
普通株式の期中平均株式数(千株)	9,164	9,092
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	24円72銭	42円54銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	33,755	64,265
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかつた潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

2 【その他】

訴訟

当社を含めた建材メーカー40数社と国を被告とする建設アスベスト損害賠償請求訴訟が裁判所に提訴されております。

今後とも、裁判の推移に対応し、当社としての主張を行う等適切に対処していく所存であります。

なお、現段階では、本件に関する見通しは不明であり、当社の業績等に与える影響も不明であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年9月10日

神島化学工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	余 野 憲 司 印
--------------------	-------	-----------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	花 谷 徳 雄 印
--------------------	-------	-----------

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている神島化学工業株式会社の2021年5月1日から2022年4月30日までの第106期事業年度の第1四半期会計期間（2021年5月1日から2021年7月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年5月1日から2021年7月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、神島化学工業株式会社の2021年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していない信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。